租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十の三の見出しを「（認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）」に改め、同条中「認定特定非営利活動法人（）を削り、「認定特定非営利活動法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を「認定特定非営利活動法人等」に改め、同条第三号中「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改め、同条第四号中「認定特定非営利活動法人」を「当該認定特定非営利活動法人等」に改める。

第十九条の十の四第三項中「又は」の下に「法第四十一条の十八の二第一項に規定する」を加える。

第二十二条の十二の見出しを「（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）」に改め、同条第一項から第三十八項までを削り、同条第三十九項中「第六十六条の十一の二第三項」を「第六十六条の十一の二第二項」に、「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改め、「行う」の下に「同項に規定する」を加え、同項を同条とする。

第二十二条の十五第四項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の下に「（平成十四年法律第百五十一号）」を加える。

第二十二条の七十六の三の見出しを「（認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例）」に改め、同条中「第二十二条の十二第三十九項」を「第二十二条の十二」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第十項又は第十四項の規定の適用がある場合における改正後の租税特別措置法施行規則の規定の適用については、同令第二十二条の十二中「認定特定非営利活動法人等の」とあるのは「認定特定非営利活動法人等又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四項に規定する旧認定特定非営利活動法人（以下この条において「旧認定特定非営利活動法人」という。）の」と、「同項」とあるのは「法第六十六条の十一の二第二項」と、「認定特定非営利活動法人等が」とあるのは「認定特定非営利活動法人等又は旧認定特定非営利活動法人が」とする。

○厚生労働省令第百三十号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百十七号）の施行に伴い、及び毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一劇物の項第十一号の九中(144)を(145)とし、(113)から(143)までを(114)から(144)までとし、(112)の次に次のように加える。

(113)　(Z)－二－［二－フルオロ－五－（トリフルオロメチル）フェニルチオ］－二－［三－（二－メトキシフェニル）－一・三－チアゾリジン－二－イリデン］アセトニトリル（別名フルチアニル）及びこれを含有する製剤

別表第一劇物の項第三十二号の三中「一％」を「六％」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十七号

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）第一条の施行に伴い、並びに環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、環境影響評価法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十四日

環境大臣　細野　豪志

環境影響評価法施行規則の一部を改正する省令

第三条の次に次の四条を加える。

（方法書の公表）

第三条の二　法第七条の規定による方法書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一　事業者のウェブサイトへの掲載

二　関係都道府県の協力を得て、関係都道府県のウェブサイトに掲載すること。

三　関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。

（方法書説明会の開催）

第三条の三　法第七条の二第一項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

（方法書説明会の開催の公告）

第三条の四　第一条の規定は、法第七条の二第二項の規定による公告について準用する。

2　法第七条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　対象事業の名称、種類及び規模

三　対象事業が実施されるべき区域

四　対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

五　方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

（責めに帰することができない事由）

第三条の五　法第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由であって環境省令で定めるものは、次に掲げる事由とする。

一　天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。

二　事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

第四条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第四条の二　環境大臣は、法第十一条第三項の規定により意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

第七条の次に次の一条を加える。

（準備書の公表）

第七条の二　第三条の二の規定は、法第十六条の規定による公表について準用する。この場合において、第三条の二中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

2　第三条の二の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第十六条の規定による公表について準用する。この場合において、同条中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第一号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

第八条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第一項を次のように改める。

第三条の三の規定は、法第十七条第一項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第三条の三中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第八条第二項中「前項の」を「第三条の三に、「前項中」を「第三条の三中「方法書説明会」と、」とあるのは「準備書説明会」と、」に改める。